

亀山市告示第63号

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>(補助対象工事)</p> <p>第3条 補助の対象となる工事は、次に掲げる耐震診断の評点が、0.7未満であった木造住宅（耐震診断を単位とする。）についてその評点を1.0以上にするための耐震補強計画に基づき行われた耐震補強工事（以下「耐震補強工事」という。）及び耐震補強工事と併せて行う当該木造住宅を改修する工事（以下「リフォーム工事」という。）又は当該木造住宅の除却工事及び令和6年1月30日付け国住市第40号「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）」に基づく旧耐震基準の木造住宅における容易な耐震診断調査票により、市長</p>	<p>(補助対象工事)</p> <p>第3条 補助の対象となる工事は、次に掲げる耐震診断の評点が、0.7未満であった木造住宅（耐震診断を単位とする。）についてその評点を1.0以上にするための耐震補強計画に基づき行われた耐震補強工事（以下「耐震補強工事」という。）及び耐震補強工事と併せて行う当該木造住宅を改修する工事（以下「リフォーム工事」という。）又は当該木造住宅の除却工事（以下「補助対象工事」という。）とする。</p>

<p>が倒壊の危険性があると判断した木造住宅（併用住宅及び共同住宅又は長屋を除く。）の除却工事（以下「補助対象工事」という。）とする。</p> <p>[（１）及び（２） 略]</p> <p>[２～４ 略]</p>	
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

様式第 1 号中

<ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強工事（リフォーム工事・除却工事）見積書 ・耐震診断等結果報告書 ・耐震工事の場合は耐震補強計画 ・低所得者世帯（※）に該当する場合は居住する者全員記載の住民票及び源泉徴収票等所得を証明する書類 	を
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強工事（リフォーム工事・除却工事）見積書 ・耐震補強工事の場合は耐震補強計画及び耐震診断等結果報告書 ・除却工事の場合は耐震診断等結果報告書又は容易な耐震診断調査票（写真を含む） ・低所得者世帯（※）に該当する場合は居住する者全員記載の住民票及び源泉徴収票等所得を証明する書類 	に改める。
---	-------

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度分の補助金の申請から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書

類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。